平成２３年（フ）第６４７号
宮城県宮城郡利府町春日字金突堂18番地44
債務者　佐藤　京子（旧姓阿部）
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第４６号
宮城県石巻市泉町３丁目８番33号
債務者　川田　　悟
1　決定年月日時　平成23年７月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２３年（フ）第１０４号
栃木県下都賀郡壬生町大字安塚2009番地７、申立時の住所福島市渡利字七社宮109番地
債務者　齋藤加奈子（旧姓菊池）
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第１０９号
福島市吉倉字名倉40番地の12
債務者　五十嵐麻衣（旧姓熊田）
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第１２３号
福島市北中央２丁目９番地　市住８―32
債務者　草野　記子
1　決定年月日時　平成23年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第１７５号
茨城県桜川市真壁町東山田1574番地
債務者　中村　　勇
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第１７６号
茨城県桜川市真壁町東山田1574番地
債務者　中村　道子
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第６２３号
千葉市稲毛区山王町60番地５斉藤コーポⅠ101号、申立時の住所千葉市稲毛区園生町1310番地５
債務者　小酒井月日
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第６７７号
千葉県船橋市宮本６丁目23番12―101号
債務者　佐藤　貴子（旧姓横田）
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第６９２号
千葉県船橋市前貝塚町255番地５
債務者　保科　順子（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第７２２号
千葉市中央区問屋町14番５号レオパレスＰＯＲＴ　ＴＯＷＮ108号、住民票上の住所東京都青梅市友田町５丁目569番地の１
債務者　佐方　昭文
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第７２４号
千葉県船橋市小室町3060番地３　グリーンプラザ小室210号
債務者　北原　慎一
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第７４１号
千葉県市原市五井6503番地16
債務者　戸田いづみ
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第７５０号
千葉県千葉市若葉区みつわ台２丁目31番23号エーデルハイムＤ202号
債務者　川名　洋子
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第７６５号
千葉市若葉区小倉町1757番地11　レオパレスフォレスト小倉210号
債務者　羽山　亜希
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第７７８号
千葉市花見川区こてはし台６丁目34番11号
債務者　吉野　隆弘
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第７８３号
千葉県船橋市本中山３丁目７番19号　リフュージオ102号
債務者　渋谷有美子
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係